

就労継続支援A型事業所におけるスコア表 (全体)

事業所名	クローバーズ・ピアワッセ
住 所	仙台市青葉区北根黒松2番10号
電話番号	022-727-8907

事業所番号	0415100882
管理者名	日野隆
対象年度	令和8年度

(I) 労働時間		
①1日の平均労働時間が7時間以上		65 点
②1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満		
③1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	○	
④1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満		
⑤1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満		
⑥1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満		
⑦1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満		
⑧1日の平均労働時間が2時間未満		
①90点 ②80点 ③65点 ④55点 ⑤40点 ⑥30点 ⑦20点 ⑧5点		

(II) 生産活動		
①過去3年の生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賞金の総額以上	○	60 点
②過去3年の生産活動収支のうち前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賞金の総額以上		
③過去3年の生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが前年度に利用者に支払う賞金の総額以上		
④過去3年の生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが前々年度に利用者に支払う賞金の総額以上		
⑤過去3年の生産活動収支のうち前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賞金の総額未満		
⑥過去3年の生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賞金の総額未満		
①60点 ②50点 ③40点 ④20点 ⑤-10点 ⑥-20点		

(III) 多様な働き方 (※)		
①免許・資格取得、検定の受検奨励に関する制度		15 点
就業規則等で定めている	○	
②利用者を職員として登用する制度		
就業規則等で定めている	○	
③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律		
就業規則等で定めている		
④フレックスタイム制に係る労働条件		
就業規則等で定めている	○	
⑤短時間勤務に係る労働条件		
就業規則等で定めている		
⑥時差出勤制度に係る労働条件		
就業規則等で定めている	○	
⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度		
就業規則等で定めている	○	
⑧傷病休暇等の取得に関する事項		
就業規則等で定めている		
小計 (注1) 5 点		
(※) 8項目の合計点に応じた点数 (注1) 5以上:15点、4~3:5点、2点以下:0点		

(IV) 支援力向上 (※)		
①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会		15 点
参加した職員が1人以上参加している	○	
②研修、学会等又は学会誌等において発表		
1回以上の場合		
③視察・実習の実施又は受け入れ		
いずれか一方のみの取組を行っている	○	
④販路拡大の商談会等への参加		
1回以上の場合	○	
⑤職員の人事評価制度		
人事評価結果に基づき定期昇給を判定する制度を設け、全ての職員に周知している	○	
⑥ピアサポーターの配置		
ピアサポーターを職員として配置している	○	
⑦第三者評価		
過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表している。	○	
⑧国際標準化規格が定めた規格等の認証等		
都道府県知事が適当と認める国際標準化規格が定めた規格その他これに準ずるものの認証を受けている		
小計 (注2) 6 点		
(※) 8項目の合計点に応じた点数 (注2) 5以上:15点、4~3:5点、2点以下:0点		

(V) 地域連携活動		
地域の事業者と連携した付加価値の高い商品開発、企業や官公庁等での生産活動等地域社会と連携した活動を行い、その結果をインターネット等により公表している	○	10 点
1事例以上ある場合:10点		

(VI) 経営改善計画		
経営改善計画の提出を求められていない。または、経営改善計画の提出を求められているが、指定された期日までに提出している。	○	0 点
期限内に提出していない場合:-50点		

(VII) 利用者の知識・能力向上		
前年度において、就労継続支援A型事業所等が利用者の知識及び能力の向上に向けた支援を行い、当該支援の具体的な内容を記載した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表している。	○	10 点
1事例以上ある場合:10点		

項目	点数
労働時間	5点 20点 30点 40点 55点 65点 80点 90点
生産活動	-20点 -10点 20点 40点 50点 60点
多様な働き方	0点 5点 15点
支援力向上	0点 5点 15点
地域連携活動	0点 10点
経営改善計画	0点 -50点
利用者の知識・能力向上	0点 10点

合計	175 点 / 200点
----	-----------------

就労継続支援A型事業所におけるスコア表（実績Ⅰ～Ⅳ、Ⅵ）

(関数ロック)

(Ⅰ) 労働時間

前年度（7年度）

雇用契約を締結していた全ての利用者における延べ労働時間	37,314	時間	雇用契約を締結していた延べ利用者数	6,602	人	利用者の1日の平均労働時間数	5.65	時間
-----------------------------	--------	----	-------------------	-------	---	----------------	------	----

(Ⅱ) 生産活動

会計期間（4月～3月）

前々々年度（5年度）

生産活動収入から経費を除いた額	29,381,534	円	利用者へ支払った賃金総額	25,958,548	円	=	収支	3,422,986	円
-----------------	------------	---	--------------	------------	---	---	----	-----------	---

前々年度（6年度）

生産活動収入から経費を除いた額	41,438,252	円	利用者へ支払った賃金総額	36,558,062	円	=	収支	4,880,190	円
-----------------	------------	---	--------------	------------	---	---	----	-----------	---

前年度（7年度）

生産活動収入から経費を除いた額	47,205,070	円	利用者へ支払った賃金総額	39,712,505	円	=	収支	7,492,565	円
-----------------	------------	---	--------------	------------	---	---	----	-----------	---

(Ⅲ) 多様な働き方

前年度（年度）における取組（全体表「(Ⅲ)多様な働き方」の各項目において「就業規則等で定めている」と選択した場合に記載）

①免許・資格取得、検定の受検勧奨に関する制度

◎免許・資格取得、検定の受検勧奨に関する制度を定めている
就業規則第50条

②利用者を職員として登用する制度

◎利用者を職員として登用する制度を定めている（就業規則第9条）
就業規則第9条

③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律

--

④フレックスタイム制に係る労働条件

◎フレックスタイム制に係る労働条件を定めている（就業規則第14条）
就業規則第14条

⑤短時間勤務に係る労働条件

--

⑥時差出勤制度に係る労働条件

◎時差出勤制度に係る労働条件を定めている（就業規則第15条）
就業規則第15条

⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度

◎有給休暇の時間単位取得または、計画的付与制度を定めている（就業規則第28条）
就業規則第28条

⑧傷病休暇等の取得に関する事項

--

(Ⅳ) 支援力向上

前年度（令和7年度）における取組（全体表「(Ⅳ)支援力向上」の各項目に取組あり選択とした場合に記載）

①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会

◎研修計画を策定している
◎外部研修、もしくは内部研修を1回以上実施している。
※研修名 障害のある人を支援する防災研修会
研修講師 全国障害者総合福祉センター
実施日・受講者数 8月 2日 1人

②研修、学会等又は学会誌等において発表

◎研修、学会等又は学会誌等において1回以上発表している
※研修、学会等名
実施日 月 日
※学会誌等名
掲載日 月 日
発表テーマ

③視察・実習の実施又は受け入れ

◎先進的事業者の視察・実習の実施している
もしくは、他の事業所の視察・実習を受け入れている
※先進的事業者名
実施日/参加者数 月 日 人
※他の事業所名 須坂やすらぎの園
実施日/参加者数 11月 5日 2人

④販路拡大の商談会等への参加

◎販路拡大の商談会や展示会等へ1回以上参加している。
※商談会等名 ふれあい製品販売会
主催者名 仙台市障害企画課
日時 6月 5日
内容 手作りの布製品（布草履、バッグ等）木工品等の販売

⑤職員の人事評価制度

◎職員の人事評価制度を整備している
◎当該人事評価制度を周知している
人事評価制度の制定日 令和4年 11月 1日
人事評価制度の対象職員数 8名
うち昇給・昇格を行った者 8名
当該人事評価制度の周知方法 社内研修

⑥ピアサポーターの配置

◎ピアサポーターを配置している
◎当該ピアサポーターは「障害者777研修」を受講している
※配置期間 4月1日～3月31日
就業時間 8時30分～17時30分
職務内容 生活支援員

⑦第三者評価

◎前年度末日から過去3年以内に福祉サービス第三者評価を受けている
※評価を受けた日 令和5年9月26日
第三者評価機関 株式会社 福祉工房

⑧国際標準化規格が定めた規格等の認証等

◎ISOが制定したマネジメント規格等の認証を受けている
※認証を受けた日 月 日
規格等の内容

(Ⅵ) 経営改善計画

◎指定権者である都道府県（指定都市・中核市）へ、経営改善計画書へ提出した。
※受理日 年 月 日

各項目について適宜、実績がわかる情報を追加すること。